**平成２７年（フ）第１６４２号**
大阪市天王寺区大道１丁目４番１号、前住所大阪府富田林市錦織南２丁目10番１―303号
債務者　笠脇　賢治
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１７８２号**
大阪府寝屋川市香里南之町32―５　ＹＮレジデンス香里405号室、住民票上の住所大阪府枚方市北中振３丁目32番８―202号
債務者　上田　玲子
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１８３９号**
大阪市大正区平尾４丁目６番20号
債務者　宮城　正長
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１８６２号**
大阪市鶴見区諸口４丁目３番１―205号
債務者　吉井　明子
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１８８４号**
大阪市港区市岡元町２丁目４番24号　やまさコート元町201号
債務者　井之上美音
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１９０６号**
大阪府豊中市西泉丘１―19―15　ハイツ西泉丘104号、住民票上の住所大阪府豊中市浜１丁目26番11号
債務者　細川　千恵（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１９９８号**
大阪市東淀川区豊里７丁目27番28号
債務者　中川かほる（旧姓若畑）
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２００３号**
大阪府大東市灰塚５丁目３番69号
債務者　原　富士子
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２０１６号**
大阪府東大阪市渋川町２丁目１番18号
債務者　高橋　　健
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２０２４号**
大阪府豊中市柴原町５丁目２番１号
債務者　多村　雄一
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２０５６号**
大阪府寝屋川市香里南之町１番４号、前住所大阪府寝屋川市松屋町19番１―512号
債務者　副島憂喜子
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２０７１号**
大阪府茨木市東奈良２丁目１番６―101号
債務者　遠藤　茂美
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２０７３号**
大阪府豊中市走井１丁目15番７号
債務者　小埜八重子（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２０７８号**
大阪市北区天神橋３丁目３番20―603号
債務者　松山　勇仁
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第９６号**
函館市東山町182番地101
債務者　高井　里子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで　函館地方裁判所

**平成２７年（フ）第１３０号**
函館市亀田本町60番15号　コーポ桂11号
債務者　石久保　勇
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで　函館地方裁判所

**平成２７年（フ）第１４０号**
函館市昭和３丁目11番28号
債務者　八戸　将人
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで　函館地方裁判所